

# 岩石採取計画の採取期間を定める細則

6 労 経 計 地 第 287 号  
平成 6 年 12 月 1 日 制 定  
15 産 労 商 地 第 1932 号  
平成 16 年 3 月 3 日 改 正  
18 産 労 商 地 第 1216 号  
平成 18 年 11 月 13 日 改 正  
2 産 労 商 地 第 2006 号  
令 和 3 年 3 月 8 日 改 正

## (目的)

第 1 この細則は、東京都砂利採取・採石指導要領（以下「指導要領」という。）第 3 章第 4、5（1）に規定する岩石採取計画（以下「計画」という。）の採取の期間（認可期間）及び事務手続きについて定めるものとする。

## (用語の定義)

第 2 この細則において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新規申請者とは、採石法（昭和 25 年法律第 291 号。以下「法」という。）第 33 条の規定による認可に基づく岩石の採取（以下「岩石採取」という。）を行おうとする者であって、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 新たに岩石採取を行おうとする者

イ 指導要領第 4 に規定する当該岩石採取計画申請書の受理日（以下「申請書受理日」という。）以前 3 年以内に都内において岩石採取を行っていない者

ただし、個人（自然人）採石業者から法人採石業者へ事業主体の転換を行った者であって、代表者及び採石業務管理者が同一である等、事業の継続性が認められ、東京都知事（以下「知事」という。）が採石業の遂行に支障がないと認めた者、及び法第 32 条の 6 の規定により採石業者になった者で、個人業者であったとき、又は被承継者の実績を含め、申請者受理日以前 3 年以内に岩石採取を行っていた者を除く。

ウ 法第 32 条の 10 の規定により登録を取り消された者で、その処分の日から 2 年を経過した日以後又は法第 33 条の 12 の規定により認可を取り消された者で、その処分の日以後において、最初に岩石採取を行おうとする者

(2) 継続申請者とは、岩石採取を行おうとする者であって、前号に規定する者以外の者をいう。

(3) 新規岩石採取場とは、岩石採取を行おうとする場所であって、次のいずれかに該当する場所をいう。

ア 新たに岩石採取を行おうとする場所

イ 申請書受理日前3年以内に岩石採取を行っていない場所

- (4) 継続岩石採取場とは、岩石採取を行おうとする場所であって、前号に規定する場所以外の場所をいう。

(採取の期間)

第3 採取期間は、次の各号の定めるところによる。ただし、採取に必要な他法令等による許可若しくは許可等の期間又は土地所有者との間に締結した岩石採取契約等の期間が、採取期間前に終了した場合は、以降の採取期間は短縮され、終了するものとする。

- (1) 新規申請者が、新規岩石採取場において岩石採取を行う場合にあつては、1年以内とする。ただし、当該岩石採取が公共工事及び宅地開発等によるものであり、採取計画の遵守について、他法令による管理及び監督が厳格に実施される見込みのある場合にあつては、2年以内とすることができる。
- (2) 新規申請者が、継続岩石採取場において岩石採取を行う場合にあつては、2年以内とする。
- (3) 継続申請者が、新規岩石採取場において岩石採取を行う場合にあつては、1年以内とする。ただし、当該申請者の岩石採取の経験及び実績等並びに当該岩石採取場の地質及び社会的条件等を総合勘案して、2年以内が適当と知事が認めた場合にあつては、2年以内とすることができる。
- (4) 継続申請者が、継続岩石採取場において岩石採取を行う場合にあつては、2年以内とする。
- (5) 継続申請者が、継続岩石採取場（当該申請者が、当該岩石採取場において、既に許可を受けて岩石採取を行っているものに限る。）において、岩石採取を行う場合であつて、その採取計画の延長を希望する場合は、2年を超え5年以内の期間（以下「採取期間の特例措置」という。）とすることができる。
- (6) 岩石採取を行おうとする者において、現行認可期間中に、次に掲げる事項に該当する事実がある場合には、1年以内とする。

この場合、該当した時点において、短縮措置決定通知書（別紙様式第1号）をもって通知するものとする。

ア 採石法、同施行令、同施行規則又は指導要領の規定に違反し、計画の遵守能力に重大な疑義があると認められる場合であつて、法第33条の12の規定による認可取消しをするまでには至らない場合、1年

イ 次に掲げる2以上の事項に該当する事実があつた場合又は1事項につき2回以上該当する事実があつた場合、1年

(ア) 法第33条の5の規定による採取計画の変更手続を行わないで、採取計画にない施設（破碎・選別・洗浄施設）を設置した場合

(イ) 当該申請者が、指導要領第9に規定する指示に従わなかった場合

(ウ) 岩石採取（破碎・選別・洗浄等を含む。以下同じ。）に関連し、関係他法令による操業停止又は改善命令等の処分を受けた場合

(エ) 岩石採取に関連し、重大事故を発生させた場合

(オ) 岩石採取場内に、一般廃棄物及び産業廃棄物（建設残土を除く。）を搬入している場合

(特例措置を受ける場合の手続き)

- 第4 採取期間の特例措置を受けようとするものは、特例措置申請書（別紙様式第2号）を現行の認可期間が満了する120日前までに、知事に提出しなければならない。ただし、現特例認可期間と同じ期間以内で採取計画認可申請をする場合はこの限りでない。
- 2 知事は、前項の申請書が提出された場合及び現特例認可期間と同じ期間以内で採取計画認可申請が予定される場合は、現行の採取計画の履行状況について、別に定める岩石採取場評価基準に基づき速やかに現地調査を行い、採取期間を決定する。
- 3 知事は採取期間を決定したときは、岩石採取期間決定通知書（別紙様式第3号）により通知する。
- 4 前項の通知を受けた者は、通知された採取期間により岩石採取計画書を作成し、認可申請を行うものとする。

(特例措置を受ける場合の条件)

- 第5 この細則の第3の(4)により認可を受けている者が同(5)に基づき採取計画の特例措置を受けようとするときは、別に定める岩石採取場評価基準に基づき都が決定する。
- 2 採取期間の特例措置の申請は段階的に行うものとし、いわゆる飛び級（例3年⇒5年）は認めない。

(特例措置の決定)

- 第6 第5の規定により、採取期間の特例を受けようとする場合の採取期間（認可期間）は、原則として、現地調査実施時における現行採取計画等に係る評価事項及び評価基準により、次表のとおり級別に決定する。

評価	評価点	採取期間	備考	
A級	4.5以上	5年以内	全項目について評定標準点をクリアしていること	評価の結果に基づき、採取期間が申請書受理日における採取の期間に整合するよう、採取量及び採取面積等で調整する。
B級	4.0以上 4.5未満	4年以内	全項目について評定標準点をクリアしていること	
C級	3.3以上 4.0未満	3年以内	・評定標準点に達しない項目が2項目以内であること ・法令項目で-3の評価がないこと	

- 2 前項の現地調査に当たっては、申請者又は当該岩石採取場を管理する業務管理者を立ち合わせる。

(外部専門家の活用)

第7 前条により採取期間の決定をする場合には、必要に応じて都が委嘱する採石災害防止技術指導員の調査結果を客観的な判断材料として活用することができる。

年 月 日

採石業者 殿

知事又は支庁長

### 短縮措置決定通知書

貴社（殿）は、岩石採取計画の採取期間を定める細則第3（6）の に規定する事項に該当するので、下記のとおり次回の岩石採取期間を1年とします。

#### 記

1 岩石採取場の所在地

2 次回の採取期間

年 月 日から 年 月 日まで（1年）

3 採取期間を短縮する理由

岩石採取期間特例措置申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
採石業者登録番号  
電話番号

採石法第33条の規定に基づく岩石採取計画の認可を受けるに当たって、東京都岩石採取計画の採取期間を定める細則第4の規定により、岩石採取計画について特例措置を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 岩石採取場の所在地

2 岩石採取場の面積

m<sup>3</sup>

3 採取する岩石の種類及び数量

4 採取の期間

年 月 日から カ年間

年 月 日

採石業者 殿

知事又は支庁長

## 岩石採取期間決定通知書

年 月 日付の特例措置申請について } 評価したところ、下記の認可期間が  
貴採石場について

適当と認められるので、この期間内で次回の岩石採取計画の認可の申請を行ってください。

### 記

- 1 岩石採取場の所在地
- 2 岩石採取計画を 年以内とする。